

ICT活用工事（土工）積算要領

1. 適用範囲

本資料は、ICTによる土工（以下、土工（ICT））に適用する。

以下のICT建設機械による施工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

- ・掘削（ICT）（河床等掘削を除く）
- ・路体（築堤）盛土（ICT）
- ・路床盛土（ICT）
- ・法面整形（ICT）

なお、土量が1,000m³未満の場合は、別紙－6「ICT活用工事（土工 1000m³未満）積算要領」によるものとする。また、現場条件によって「2－1 機械経費」に示すICT建設機械の規格よりも小さいICT建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。

2. 機械経費

2－1 機械経費

土工（ICT）の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

①掘削（ICT）、法面整形（ICT）

ICT建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ (クローラ型)	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 吊能力2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上

②路体（築堤）盛土（ICT）、路床盛土（ICT）

ICT建設機械名	規格	機械経費	備考
ブルドーザ	湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・7t級	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上
	湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・16t級	賃料にて計上	

※ 2-1 機械経費のうち、賃料にて計上する ICT 施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。

2-2 ICT 建設機械経費加算額

2-2-1 賃料加算額

ICT 建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費のうち賃料にて計上する ICT 建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) 掘削 (ICT)、法面整形 (ICT)

対象建設機械：バックホウ (ICT 施工対応型)

賃料加算額：13,000 円/日

(2) 路体 (築堤) 盛土 (ICT)、路床盛土 (ICT)

対象建設機械：ブルドーザ (ICT 施工対応型)

賃料加算額：13,000 円/日

2-3 その他

ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

2-3-1 保守点検

ICT 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

(1) 掘削 (ICT)

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m3)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m3/日)}}$$

(注) 作業日当り標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」の ICT 標準作業量による。

(注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。

(2) 法面整形工 (ICT)

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m2)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m2/日)}}$$

(注) 作業日当り標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」の ICT 標準作業量による。

(注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。

(3) 路体 (築堤) 盛土 (ICT)、路床盛土 (ICT)

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.07(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m3)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m3/日)}}$$

(注) 作業日当り標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」の ICT 標準作業量による。

(注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。

2-3-2 システム初期費

ICT 施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期

費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

(1) 掘削 (ICT)、法面整形 (ICT)

対象建設機械：バックホウ

費用：598,000 円／式

(2) 路体（築堤）盛土 (ICT)、路床盛土 (ICT)

対象建設機械：ブルドーザ

費用：548,000 円／式

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

・共通仮設費率補正係数 : 1.2

・現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～5)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理による出来形計測とし、ICT活用工事(土工)実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 上記1)～4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(2) 費用計上にあたっての留意事項

- 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。
- 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

5. 発注者指定型における積算方法

掘削(ICT)は、ICT建設機械による施工歩掛(以下、「掘削(ICT)」[ICT建設機械使用割合100%])

という。)と通常建設機械による施工歩掛(以下、「掘削(通常)」という。)を用いて積算するものとする。

5-1 掘削(ICT)の施工数量50,000m³未満における積算

当初積算時に計上する施工数量は、官積算工程において必要な施工日数から計上割合を設定し、その計上割合により施工数量を計上するものとする。

変更積算は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。

なお、変更に伴い施工数量が50,000m³以上となるものについても施工数量に応じて変更を行うものとする。

また、ICT 建設機械を活用し、ICT 建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。

5-1-1 当初積算

(1) ICT 土工にかかる施工日数の算出

施工数量(m³)を作業日当り標準作業量(m³/日)で除した値を施工日数とする。

なお、施工日数は、小数点第1位を切り上げた整数とする。

(2) 計上割合の設定

(1) で求めた施工日数から表-1により、計上割合を設定する。

表-1 施工数量50,000m³未満における掘削(ICT)の計上割合

施工日数	割合
20日未満	100%
20日以上60日未満	50%
60日以上	25%

(3) 施工数量の算出

ICT 土工の全施工数量に計上割合を乗じた値を ICT 施工(掘削(ICT)[ICT 建設機械使用割合100%])の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工(掘削(ICT)[ICT 建設機械使用割合100%])を引いた値を通常施工(掘削(通常))の施工数量とする。

なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数値は「土木工事標準積算基準書(共通編)」第5章 数値基準等によるものとする。

5-1-2 変更積算

現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。

(1) ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出

ICT 建設機械による施工日数(使用台数)を ICT 施工に要した全施工日数(ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数)で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。

なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第3位を切り捨て小数点第2位止とする。

(2) 変更施工数量の算出

ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工(掘削(ICT)[ICT 建設機械使用割合100%])の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工(掘削(ICT)[ICT 建設機械使用割合100%])を引いた値を通常施工(掘削(通常))の施工数量とする。

ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数値は当初積算に準ずるものと

する。

なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25% を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）により変更設計書に計上するものとする。

5-2 掘削（ICT）の施工数量 50,000m³ 以上における積算

当初積算時に計上する施工数量は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25% を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）により設計書に計上するものとする。

なお、変更に伴い施工数量が 50,000m³ 未満となるものについても、施工数量に応じて変更するものとする。

また、ICT 建設機械を活用し、ICT 建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。

5-2-1 当初積算

（1）施工数量の算出

全施工数量に 25% を乗じた値を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）を引いた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。

なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数値は「土木工事標準積算基準書 共通編 第5章 数値基準等」によるものとする。

5-2-2 変更積算

現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。

（1）ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出

ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。

なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。

（2）変更施工数量の算出

ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）を引いた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。

ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数値は当初積算に準ずるものとする。

なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25% を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）により変更設計書に計上するものとする。

5-3 特記仕様書への条件明示【参考】

特記仕様書に追記する記載例は、以下とおりとする。

なお、記載例に無いものについては、別途作成するものとする。

第〇〇条 ICT活用工事の費用について

○、掘削工の ICT 建設機械による施工は、当面の間、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT 建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT 施工に要した建設機械（ICT 建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25% を「掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]」の施工数量として変更するものとする。

6. 施工者希望型における変更積算方法

受注者からの提案・協議により ICT 施工を実施した場合は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。

掘削（ICT）の変更積算は、ICT 建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（通常）」という。）を用いて積算するものとする。

6-1 変更積算

現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。

①ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出

ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。

なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。

②変更施工数量の算出

ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）を引いた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。

ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。

なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25% を ICT 施工（掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）により変更設計書に計上するものとする。

6－2 特記仕様書への条件明示【参考】

特記仕様書に追記する記載例は、以下とおりとする。

なお、記載例に無いものについては、別途作成するものとする。

第〇〇条 ICT活用工事の費用について

○. 掘削工の ICT 建設機械による施工は、当面の間、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT 建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT 施工に要した建設機械（ICT 建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25%を「掘削（ICT）[ICT 建設機械機使用割合 100%]」の施工数量として変更するものとする。

現 行		改 定																																											
別紙ー2	ICT活用工事（土工）積算要領 1．適用範囲 本資料は、以下に示すICTによる土工（以下、土工（ICT））に適用する。 積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。 ・掘削（ICT）（河床等掘削を除く） ・路体（築堤）盛土（ICT） ・路床盛土（ICT） ・法面整形（ICT） なお、土量が1,000m3未満の場合は、別紙ー6「ICT活用工事（土工 1000m3未満）積算要領」によるものとする。また、現場条件によって「2ー1 機械経費」に示すICT建設機械の規格よりも小さいICT建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。 2．機械経費 2ー1 機械経費 土工（ICT）の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。 なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第2章 工事費の積算」④直接工事費により算定するものとする。 ① 掘削（ICT）、法面整形（ICT） <table> <tr> <th>ICT建設機械名</th><th>規格</th><th>機械経費</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td rowspan="2">バックホウ （クローラ型）</td><td>標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積 0.8m3(平積 0.6m3) 吊能力 2.9t</td><td>賃料にて計上</td><td>ICT 建設機械経費加算額は別途計上</td></tr> <tr> <td>標準型・排出ガス対策型 —(2014年規制)— 山積 1.3～1.5m3 —(平積 1.0～1.2m3)—</td><td>賃料にて計上</td><td>ICT 建設機械経費加算額は別途計上</td></tr> </table> ②路体（築堤）盛土（ICT）、路床盛土（ICT） <table> <tr> <th>ICT建設機械名</th><th>規格</th><th>機械経費</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td rowspan="2">ブルドーザ</td><td>湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・7t級</td><td>賃料にて計上</td><td rowspan="2">ICT 建設機械経費加算額は別途計上</td></tr> <tr> <td>湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・16t級</td><td>賃料にて計上</td></tr> </table>	ICT建設機械名	規格	機械経費	備 考	バックホウ （クローラ型）	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積 0.8m3(平積 0.6m3) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上	標準型・排出ガス対策型 —(2014年規制)— 山積 1.3～1.5m3 —(平積 1.0～1.2m3)—	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上	ICT建設機械名	規格	機械経費	備 考	ブルドーザ	湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・7t級	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上	湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・16t級	賃料にて計上	別紙ー2	ICT活用工事（土工）積算要領 1．適用範囲 本資料は、以下に示すICTによる土工（以下、土工（ICT））に適用する。 以下に示すICT建設機械による土工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。 ・掘削（ICT）（河床等掘削を除く） ・路体（築堤）盛土（ICT） ・路床盛土（ICT） ・法面整形（ICT） なお、土量が1,000m3未満の場合は、別紙ー6「ICT活用工事（土工 1000m3未満）積算要領」によるものとする。また、現場条件によって「2ー1 機械経費」に示すICT建設機械の規格よりも小さいICT建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。 2．機械経費 2ー1 機械経費 土工（ICT）の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。 なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第2章 工事費の積算」④直接工事費により算定するものとする。 ① 掘削（ICT）、法面整形（ICT） <table> <tr> <th>ICT建設機械名</th><th>規格</th><th>機械経費</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td rowspan="2">バックホウ （クローラ型）</td><td>標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積 0.8m3(平積 0.6m3) 吊能力 2.9t</td><td>賃料にて計上</td><td>ICT 建設機械経費加算額は別途計上</td></tr> <tr> <td>標準型・排出ガス対策型(2014年規制)山積 1.3～1.5m3 (平積 1.0～1.2m3)</td><td>損料にて計上</td><td>ICT 建設機械経費加算額は別途計上</td></tr> </table> ②路体（築堤）盛土（ICT）、路床盛土（ICT） <table> <tr> <th>ICT建設機械名</th><th>規格</th><th>機械経費</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td rowspan="2">ブルドーザ</td><td>湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・7t級</td><td>賃料にて計上</td><td rowspan="2">ICT 建設機械経費加算額は別途計上</td></tr> <tr> <td>湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・16t級</td><td>賃料にて計上</td></tr> </table>	ICT建設機械名	規格	機械経費	備 考	バックホウ （クローラ型）	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積 0.8m3(平積 0.6m3) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上	標準型・排出ガス対策型(2014年規制)山積 1.3～1.5m3 (平積 1.0～1.2m3)	損料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上	ICT建設機械名	規格	機械経費	備 考	ブルドーザ	湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・7t級	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上	湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・16t級	賃料にて計上
ICT建設機械名	規格	機械経費	備 考																																										
バックホウ （クローラ型）	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積 0.8m3(平積 0.6m3) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上																																										
	標準型・排出ガス対策型 —(2014年規制)— 山積 1.3～1.5m3 —(平積 1.0～1.2m3)—	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上																																										
ICT建設機械名	規格	機械経費	備 考																																										
ブルドーザ	湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・7t級	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上																																										
	湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・16t級	賃料にて計上																																											
ICT建設機械名	規格	機械経費	備 考																																										
バックホウ （クローラ型）	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積 0.8m3(平積 0.6m3) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上																																										
	標準型・排出ガス対策型(2014年規制)山積 1.3～1.5m3 (平積 1.0～1.2m3)	損料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上																																										
ICT建設機械名	規格	機械経費	備 考																																										
ブルドーザ	湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・7t級	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上																																										
	湿地・ICT施工対応型・排出ガス対策型(2011年規制)・16t級	賃料にて計上																																											

現 行	改 定
※ 2-1 機械経費のうち、賃料にて計上する I C T 施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理 理局以外の賃貸費用が含まれている。 2-2 ICT 建設機械経費加算額 2-2-1 賃料加算額 ICT 建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費のうち賃料 にて計上する ICT 建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 (1) 掘削 (I C T)、法面整形 (I C T) 対象建設機械：バックホウ (I C T 施工対応型) 賃料加算額：13,000円/日 (2) 路体 (築堤) 盛土 (I C T)、路床盛土 (I C T) 対象建設機械：ブルドーザ (I C T 施工対応型) 賃料加算額：13,000円/日 2-2-2 損料加算額 ICT 建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費 用とし、2-1 機械経費のうち損料にて計上する ICT 建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 (1) 掘削 (I C T) 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：41,000円/日 2-3 その他 ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 2-3-1 保守点検 ICT 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 (1) 掘削 (I C T) $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.05 (\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量 (m3)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m3/日)}}$ (注) 作業日当り標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」の ICT 標準作業量による。 (注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。 (2) 法面整形工 (I C T) $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.05 (\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量 (m2)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m2/日)}}$ (注) 作業日当り標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」の ICT 標準作業量による。 (注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。 (3) 路体 (築堤) 盛土 (I C T)、路床盛土 (I C T) $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.07 (\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量 (m3)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m3/日)}}$ (注) 作業日当り標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」の ICT 標準作業量による。 (注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。	※ 2-1 機械経費のうち、賃料にて計上する I C T 施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局 以外の賃貸費用が含まれている。 2-2 ICT 建設機械経費加算額 2-2-1 賃料加算額 ICT 建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費のうち賃料 にて計上する ICT 建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 (1) 掘削 (I C T)、法面整形 (I C T) 対象建設機械：バックホウ (I C T 施工対応型) 賃料加算額：13,000円/日 (2) 路体 (築堤) 盛土 (I C T)、路床盛土 (I C T) 対象建設機械：ブルドーザ (I C T 施工対応型) 賃料加算額：13,000円/日 2-2-2 損料加算額 ICT 建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費 用とし、2-1 機械経費のうち損料にて計上する ICT 建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 (1) 掘削 (I C T) 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：41,000円/日 2-3 その他 ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 2-3-1 保守点検 ICT 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 (1) 掘削 (I C T) $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.05 (\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量 (m3)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m3/日)}}$ (注) 作業日当り標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」の ICT 標準作業量による。 (注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。 (2) 法面整形工 (I C T) $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.05 (\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量 (m2)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m2/日)}}$ (注) 作業日当り標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」の ICT 標準作業量による。 (注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。 (3) 路体 (築堤) 盛土 (I C T)、路床盛土 (I C T) $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.07 (\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量 (m3)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m3/日)}}$ (注) 作業日当り標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」の ICT 標準作業量による。 (注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。

現 行	改 定
2-3-2 システム初期費 ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。 (1) 掘削 (ICT)、法面整形 (ICT) 対象建設機械：バックホウ 費用：598,000 円/式 (2) 路体 (築堤) 盛土 (ICT)、路床盛土 (ICT) 対象建設機械：ブルドーザ 費用：548,000 円/式 3. 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 4. 3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用 (1) 3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び 3 次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。 ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第 3 位四捨五入 2 位止め 上記費用の対象となる出来形管理は、以下の 1) ～ 5) 又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とし、ICT 活用工事 (土工) 実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。 1) 空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理 5) 上記 1) ～ 4) に類似する、その他の 3 次元計測技術を用いた出来形管理 (2) 費用計上にあたったの留意事項 1) 3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び 3 次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が (1) で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。	2-3-2 システム初期費 ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。 (1) 掘削 (ICT)、法面整形 (ICT) 対象建設機械：バックホウ 費用：598,000 円/式 (2) 路体 (築堤) 盛土 (ICT)、路床盛土 (ICT) 対象建設機械：ブルドーザ 費用：548,000 円/式 3. 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 4. 3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用 (1) 3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び 3 次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。 ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第 3 位四捨五入 2 位止め 上記費用の対象となる出来形管理は、以下の 1) ～ 5) 又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理による出来形計測とし、ICT 活用工事 (土工) 実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。 1) 空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理 5) 上記 1) ～ 4) に類似する、その他の 3 次元計測技術を用いた出来形管理 (2) 費用計上にあたったの留意事項 1) 3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び 3 次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が (1) で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

現 行	改 定																
5. 発注者指定型における積算方法 掘削 (ICT) は、ICT 建設機械による施工歩掛 (以下、「掘削 (ICT) [ICT 建設機械使用割合 100%]」という。) と通常建設機械による施工歩掛 (以下、「掘削 (通常)」という。) を用いて積算するものとする。 5-1 掘削 (ICT) の施工数量 50,000m³ 未満における積算 当初積算時に計上する施工数量は、官積算工程において必要な施工日数から計上割合を設定し、その計上割合により施工数量を計上するものとする。 変更積算は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。 なお、変更に伴い施工数量が 50,000m³ 以上となるものについても施工数量に応じて変更を行うものとする。 また、ICT 建設機械を活用し、ICT 建設機械の施工土量把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。 5-1-1 当初積算 (1) ICT 土工にかかる施工日数の算出 施工数量 (m³) を作業日当り標準作業量 (m³/日) で除した値を施工日数とする。 なお、施工日数は、小数点第 1 位を切り上げた整数とする。 (2) 計上割合の設定 (1) で求めた施工日数から表-1 により、計上割合を設定する。 <table border="1" data-bbox="742 1305 885 1859"> <caption>表-1 施工数量50,000m³未満における掘削 (ICT) の計上割合</caption> <tr> <th>施工日数</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>20日未満</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>20日以上60日未満</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>60日以上</td><td>25%</td></tr> </table> (3) 施工数量の算出 ICT 土工の全施工数量に計上割合を乗じた値を ICT 施工 (掘削 (ICT) [ICT 建設機械使用割合 100%]) の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工 (掘削 (ICT) [ICT 建設機械使用割合 100%]) を引いた値を通常施工 (掘削 (通常)) の施工数量とする。 なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書 (共通編)」第 5 章 数値基準等によるものとする。 5-1-2 変更積算 現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。 (1) ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出 ICT 建設機械による施工日数 (使用台数) を ICT 施工に要した全施工日数 (ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数) で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。 なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。 (2) 変更施工数量の算出 ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工 (掘削 (ICT) [ICT 建設機械使用割合 100%]) の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工 (掘削 (ICT) [ICT 建設機械使用割合 100%]) を引いた値を通常施工 (掘削 (通常)) の施工数量とする。 ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。 なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できな	施工日数	割合	20日未満	100%	20日以上60日未満	50%	60日以上	25%	5. 発注者指定型における積算方法 掘削 (ICT) は、ICT 建設機械による施工歩掛 (以下、「掘削 (ICT) [ICT 建設機械使用割合 100%]」という。) と通常建設機械による施工歩掛 (以下、「掘削 (通常)」という。) を用いて積算するものとする。 5-1 掘削 (ICT) の施工数量 50,000m³ 未満における積算 当初積算時に計上する施工数量は、官積算工程において必要な施工日数から計上割合を設定し、その計上割合により施工数量を計上するものとする。 変更積算は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。 なお、変更に伴い施工数量が 50,000m³ 以上となるものについても施工数量に応じて変更を行うものとする。 また、ICT 建設機械を活用し、ICT 建設機械の施工土量把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。 5-1-1 当初積算 (1) ICT 土工にかかる施工日数の算出 施工数量 (m³) を作業日当り標準作業量 (m³/日) で除した値を施工日数とする。 なお、施工日数は、小数点第 1 位を切り上げた整数とする。 (2) 計上割合の設定 (1) で求めた施工日数から表-1 により、計上割合を設定する。 <table border="1" data-bbox="742 392 885 945"> <caption>表-1 施工数量50,000m³未満における掘削 (ICT) の計上割合</caption> <tr> <th>施工日数</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>20日未満</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>20日以上60日未満</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>60日以上</td><td>25%</td></tr> </table> (3) 施工数量の算出 ICT 土工の全施工数量に計上割合を乗じた値を ICT 施工 (掘削 (ICT) [ICT 建設機械使用割合 100%]) の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工 (掘削 (ICT) [ICT 建設機械使用割合 100%]) を引いた値を通常施工 (掘削 (通常)) の施工数量とする。 なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書 (共通編)」第 5 章 数値基準等によるものとする。 5-1-2 変更積算 現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。 (1) ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出 ICT 建設機械による施工日数 (使用台数) を ICT 施工に要した全施工日数 (ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数) で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。 なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。 (2) 変更施工数量の算出 ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工 (掘削 (ICT) [ICT 建設機械使用割合 100%]) の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工 (掘削 (ICT) [ICT 建設機械使用割合 100%]) を引いた値を通常施工 (掘削 (通常)) の施工数量とする。 ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。 なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できな	施工日数	割合	20日未満	100%	20日以上60日未満	50%	60日以上	25%
施工日数	割合																
20日未満	100%																
20日以上60日未満	50%																
60日以上	25%																
施工日数	割合																
20日未満	100%																
20日以上60日未満	50%																
60日以上	25%																

現 行	改 定
い場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 2.5% を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）により変更設計書に計上するものとする。 （注）当初および変更の積算については、別添「掘削（ICT）における積算」を参照 5-2 掘削（ICT）の施工数量 50,000m³ 以上における積算 当初積算時に計上する施工数量は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25% を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）により設計書に計上するものとする。 なお、変更に伴い施工数量が 50,000m³ 未満となるものについても、施工数量に応じて変更するものとする。 また、ICT 建設機械を活用し、ICT 建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。 5-2-1 当初積算 （1）施工数量の算出 全施工数量に 2.5% を乗じた値を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）を引いた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。 なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数値は「土木工事標準積算基準書 共通編 第 5 章 数値基準等」によるものとする。 5-2-2 変更積算 現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。 （1）ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出 ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。 なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。 （2）変更施工数量の算出 ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）を引いた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。 ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数値は当初積算に準ずるものとする。 なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 2.5% を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）により変更設計書に計上するものとする。 （注）当初および変更の積算については、別添「掘削（ICT）における積算」を参照 5-3 特記仕様書への条件明示【参考】 特記仕様書に追記する記載例は、以下とおりとする。 なお、記載例に無いものについては、別途作成するものとする。	い場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 2.5% を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）により変更設計書に計上するものとする。 （注）当初および変更の積算については、別添「掘削（ICT）における積算」を参照 5-2 掘削（ICT）の施工数量 50,000m³ 以上における積算 当初積算時に計上する施工数量は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25% を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）により設計書に計上するものとする。 なお、変更に伴い施工数量が 50,000m³ 未満となるものについても、施工数量に応じて変更するものとする。 また、ICT 建設機械を活用し、ICT 建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。 5-2-1 当初積算 （1）施工数量の算出 全施工数量に 2.5% を乗じた値を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）を引いた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。 なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数値は「土木工事標準積算基準書 共通編 第 5 章 数値基準等」によるものとする。 5-2-2 変更積算 現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。 （1）ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出 ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。 なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。 （2）変更施工数量の算出 ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）を引いた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。 ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数値は当初積算に準ずるものとする。 なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 2.5% を ICT 施工（掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕）により変更設計書に計上するものとする。 （注）当初および変更の積算については、別添「掘削（ICT）における積算」を参照 5-3 特記仕様書への条件明示【参考】 特記仕様書に追記する記載例は、以下とおりとする。 なお、記載例に無いものについては、別途作成するものとする。
第〇〇条 ICT 活用工事の費用について ○ 掘削工の ICT 建設機械による施工は、当面の間、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT 建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、ICT 施工に要した建設機械（ICT 建設機械、通常建設機械）の稼働実績	第〇〇条 ICT 活用工事の費用について ○ 掘削工の ICT 建設機械による施工は、当面の間、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT 建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、ICT 施工に要した建設機械（ICT 建設機械、通常建設機械）の稼働実績

現 行	改 定
(延べ使用台数)が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。 なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の２５％を「掘削(ICT)〔ICT建設機械使用割合 100%〕」の施工数量として変更するものとする。 6. 施工者希望型における変更積算方法 受注者からの提案・協議により ICT 施工を実施した場合は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。 掘削 (ICT) の変更積算は、ICT 建設機械による施工歩掛 (以下、「掘削 (ICT) 〔ICT 建設機械使用割合 100%〕」という。) と通常建設機械による施工歩掛 (以下、「掘削 (通常)」という。) を用いて積算するものとする。 6－1 変更積算 現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。 ① ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出 ICT 建設機械による施工日数 (使用台数) を ICT 施工に要した全施工日数 (ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数) で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。 なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。 ② 変更施工数量の算出 ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工 (掘削 (ICT) 〔ICT 建設機械使用割合 100%〕) の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工 (掘削 (ICT) 〔ICT 建設機械使用割合 100%〕) を引いた値を通常施工 (掘削 (通常)) の施工数量とする。 ICT 建設機械稼働率を乗じているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来 ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25％を ICT 施工 (掘削 (ICT) 〔ICT 建設機械使用割合 100%〕) により変更設計書に計上するものとする。 (注) 変更の積算については、別添「掘削 (ICT) における積算」を参照 6－2 特記仕様書への条件明示【参考】 特記仕様書に追記する記載例は、以下とおりとする。 なお、記載例に無いものについては、別途作成するものとする。	(延べ使用台数)が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。 なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25％を「掘削(ICT)〔ICT建設機械使用割合 100%〕」の施工数量として変更するものとする。 6. 施工者希望型における変更積算方法 受注者からの提案・協議により ICT 施工を実施した場合は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。 掘削 (ICT) の変更積算は、ICT 建設機械による施工歩掛 (以下、「掘削 (ICT) 〔ICT 建設機械使用割合 100%〕」という。) と通常建設機械による施工歩掛 (以下、「掘削 (通常)」という。) を用いて積算するものとする。 6－1 変更積算 現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。 ① ICT 土工にかかる ICT 建設機械稼働率の算出 ICT 建設機械による施工日数 (使用台数) を ICT 施工に要した全施工日数 (ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数) で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。 なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。 ② 変更施工数量の算出 ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工 (掘削 (ICT) 〔ICT 建設機械使用割合 100%〕) の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工 (掘削 (ICT) 〔ICT 建設機械使用割合 100%〕) を引いた値を通常施工 (掘削 (通常)) の施工数量とする。 ICT 建設機械稼働率を乗じているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来 ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25％を ICT 施工 (掘削 (ICT) 〔ICT 建設機械使用割合 100%〕) により変更設計書に計上するものとする。 (注) 変更の積算については、別添「掘削 (ICT) における積算」を参照 6－2 特記仕様書への条件明示【参考】 特記仕様書に追記する記載例は、以下とおりとする。 なお、記載例に無いものについては、別途作成するものとする。
第〇〇条 ICT 活用工事の費用について ○. 掘削工の ICT 建設機械による施工は、当面の間、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械 (ICT 建設機械、通常建設機械) の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、ICT 施工に要した建設機械 (ICT 建設機械、通常建設機械) の稼働実績 (延べ使用台数) が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。 なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25％を「掘削 (ICT) 〔ICT 建設機械使用割合 100%〕」の施工数量として変更するものとする。	第〇〇条 ICT 活用工事の費用について ○. 掘削工の ICT 建設機械による施工は、当面の間、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械 (ICT 建設機械、通常建設機械) の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、ICT 施工に要した建設機械 (ICT 建設機械、通常建設機械) の稼働実績 (延べ使用台数) が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。 なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25％を「掘削 (ICT) 〔ICT 建設機械使用割合 100%〕」の施工数量として変更するものとする。